

[事案 30-198] 既払込保険料返還請求

・平成 31 年 3 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

65 歳以降の保険料の払込みは必要ないと誤信して契約したこと等を理由に、既払込保険料の一部の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 5 月に保険料を前納して契約した組立型保険について、以下の理由により、既払込保険料の一部を返還してほしい。

- (1) 募集人からは、保険期間に対しての明確な説明がなく、75 歳まで保障されることを強調して話していた。また、すべての保障が 75 歳まで継続されると思っていた。
- (2) 募集人から 65 歳以降保険料を支払う必要がある旨の説明がなく、75 歳までの保険料を全て納入していたと思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約の保障が 10 年更新であり、保険料の払込みが 65 歳から必要となること、10 年後の保険料が高額になることも含め、設計書に沿って丁寧に説明している。
- (2) 申立人は、保障内容、保障額、保険期間、保険料、保険料払込期間等について一項目ずつチェックを付けて確認した上で、署名をしている。
- (3) 申立人は、同時に提案された保険料等が異なる同一商品の設計書の「次回更新後の保険料」の欄を四角で囲っており、これは募集人がこの点について十分説明していたことを示している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。なお、募集人は病気のため事情聴取を実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が 65 歳以降保険料を支払う必要がないと誤信して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。